

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成16年12月17日
【中間会計期間】	第144期中（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）
【会社名】	株式会社横浜銀行
【英訳名】	The Bank of Yokohama, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役会長兼頭取 平澤 貞昭
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
【電話番号】	(045)225-1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部グループ長 栗野 裕
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋2丁目8番2号 株式会社横浜銀行東京支店
【電話番号】	(03)3272-4171（大代表）
【事務連絡者氏名】	副支店長 岡村 武郎
【縦覧に供する場所】	株式会社横浜銀行東京支店 （東京都中央区日本橋2丁目8番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成14年度 中間連結会計期間	平成15年度 中間連結会計期間	平成16年度 中間連結会計期間	平成14年度	平成15年度
		(自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	(自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)
連結経常収益	百万円	140,999	129,397	129,443	285,432	253,274
連結経常利益	百万円	3,684	34,859	43,875	27,156	79,918
連結中間純利益	百万円	2,046	19,782	26,725	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	16,896	47,445
連結純資産額	百万円	445,560	490,282	559,458	457,225	554,926
連結総資産額	百万円	10,145,536	10,449,340	9,988,413	10,672,796	10,660,252
1株当たり純資産額	円	303.58	342.97	394.30	312.72	393.00
1株当たり中間純利益	円	1.79	17.38	20.34	-	-
1株当たり当期純利益	円	-	-	-	13.64	40.49
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	1.41	13.64	17.93	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	-	-	-	11.57	32.71
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.98	10.83	10.97	10.32	10.66
営業活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	522,607	316,803	28,113	42,979	127,085
投資活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	208,850	159,637	29,141	617,079	243,690
財務活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	17,101	17,061	109,299	17,411	47,101
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	320,506	303,296	380,441	-	-
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	-	-	-	477,551	547,011
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,118 [4,326]	3,841 [4,172]	3,826 [3,974]	3,815 [4,261]	3,685 [4,052]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第142期中	第143期中	第144期中	第142期	第143期
決算年月		平成14年 9 月	平成15年 9 月	平成16年 9 月	平成15年 3 月	平成16年 3 月
経常収益	百万円	118,162	126,376	125,630	238,263	247,415
経常利益	百万円	4,995	34,042	42,936	25,320	78,697
中間純利益	百万円	2,988	20,079	26,439	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	15,171	47,409
資本金	百万円	184,803	184,806	214,832	184,803	188,223
発行済株式総数	千株	普通株式 1,138,644 優先株式 200,000	普通株式 1,138,664 優先株式 200,000	普通株式 1,419,846 優先株式 30,000	普通株式 1,138,644 優先株式 200,000	普通株式 1,154,928 優先株式 200,000
純資産額	百万円	442,858	491,972	560,475	451,881	556,231
総資産額	百万円	10,054,022	10,288,885	9,794,111	10,535,608	10,509,372
預金残高	百万円	8,658,683	9,037,851	8,802,198	9,374,396	9,154,307
貸出金残高	百万円	7,727,241	7,903,194	7,510,253	7,902,054	7,948,935
有価証券残高	百万円	1,110,941	1,343,209	1,299,536	1,486,036	1,294,971
1株当たり中間配当額	円	普通株式 - 第一回優先株式 - 第二回優先株式 -	普通株式 - 第一回優先株式 - 第二回優先株式 -	普通株式 - 第一回優先株式 -	-	-
1株当たり配当額	円	-	-	-	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.87	10.79	10.90	10.22	10.61
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,350 [456]	3,057 [434]	2,933 [392]	3,076 [449]	2,864 [417]

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成16年 9 月30日現在

従業員数（人）	3,826 [3,974]
---------	--------------------

（注）1．従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員4,060人を含んでおりません。

2．臨時従業員数は、[] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成16年 9 月30日現在

従業員数（人）	2,933 [392]
---------	------------------

（注）1．従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員395人を含んでおりません。

なお、取締役を兼任しない執行役員 8 人を含んでおります。

2．臨時従業員数は、[] 内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3．当行の従業員組合は、横浜銀行従業員組合と称し、組合員数は2,842人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

当中間連結会計期間のわが国経済を振り返りますと、海外経済の拡大を背景に輸出や生産の増加が続き、また企業収益の改善を受けて設備投資が増勢を維持するなど、景気は企業部門を中心に引き続き回復基調で推移しました。個人消費も、雇用情勢の改善や所得の下げ止まり、さらにはアテネ五輪開催に伴うデジタル家電需要の盛り上がりも相まって、総じて底堅い動きを示しました。ただ、夏場以降は、米国経済の成長鈍化などを受けて輸出や生産の伸びがやや鈍り、また原油価格が騰勢を強めたことなどから、景気の減速懸念が徐々に広がり始めました。

金融面では、短期金利は日本銀行の量的緩和継続を受けて低位安定的に推移しました。一方、長期金利は景気の着実な回復や米長期金利の上昇などを背景に期の半ばまで上昇基調で推移しましたが、その後、米国の長期金利が低下したことなどを受けて水準を切り下げました。

神奈川県経済につきましては、輸出の増加などを背景に生産活動の持ち直しが明らかになるとともに、企業収益の回復を受けて設備投資が増加するなど、企業部門主導での景気回復が続きました。また、個人消費も、雇用情勢や消費者心理の改善にオリソピック効果などが相まって、総じて底堅く推移しました。

こうした経済金融環境のもとで、当行グループは、平成15年4月から平成18年3月までの3か年を計画期間とする中期経営計画「パリュアアップ」で「地域のお客さまに強く支持される銀行」をめざして、さまざまな施策に取り組んでおります。

また、神奈川県・東京西南部でのリージョナル・リテールに特化した営業力の強化、円滑な資金供給をおこなうためのリスク・コストに即した取引条件の精緻化、そして、業務執行態勢の抜本的見直しによるローコストオペレーション態勢の確立等にグループ全体で積極的に取り組み、企業競争力・経営体質の強化をはかっております。

この結果、当中間連結会計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、総合取引の推進等による拡大に努めましたが、低い金利水準が継続する中で、当中間連結会計期間中に3,528億円減少し、当中間連結会計期間末残高は8兆7,731億円となりました。このうち、定期性預金は当中間連結会計期間中に779億円減少し、当中間連結会計期間末残高は3兆1,640億円となりました。なお、譲渡性預金は、当中間連結会計期間中に324億円増加し、当中間連結会計期間末残高は804億円となりました。

貸出金は、個人を中心に取引拡大に努めましたが、法人向けの貸出が伸び悩んだことなどにより、当中間連結会計期間中に4,385億円減少し、当中間連結会計期間末残高は7兆5,083億円となりました。

有価証券は、当中間連結会計期間中に46億円増加し、当中間連結会計期間末残高は1兆3,033億円となりました。

総資産は、当中間連結会計期間中において6,718億円減少し、当中間連結会計期間末残高は9兆9,884億円となりました。

損益につきましては、法人向けの貸出が伸び悩んだことなどにより貸出金利息は微減しましたが、個人を中心に役務取引等収益が増加したことに加え、株式等売却益が増加した結果、経常収益は前中間連結会計期間に比べ4千6百万円増加し、1,294億4千3百万円となりました。一方、経常費用は、預金等の支払利息が減少し、さらに経費の抑制にも努めた結果、前中間連結会計期間に比べ89億7千万円減少し、855億6千7百万円となりました。

以上により、当中間連結会計期間は、経常利益が前中間連結会計期間に比べ90億1千6百万円増加し、438億7千5百万円に、中間純利益が前中間連結会計期間に比べ69億4千3百万円増加し、267億2千5百万円となりました。

また、当中間連結会計期間末の国内基準による自己資本比率は、10.97%となりました。

なお、「業績等の概要」に記載している親会社及び国内連結子会社の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、預金や市場からの資金調達の減少等により、281億1千3百万円の支出（前中間連結会計期間は3,168億3百万円の支出）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、私募債の引受など有価証券の取得等により291億4千1百万円の支出（前中間連結会計期間は1,596億3千7百万円の収入）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、劣後特約付借入金の返済、自己株式の取得等により1,092億9千9百万円の支出（前中間連結会計期間は170億6千1百万円の支出）となりました。

この結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末に比べ771億4千5百万円増加し、3,804億4千1百万円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、前年同期比 4 億28百万円減少して823億12百万円、役務取引等収支は前年同期比11億36百万円増加して181億95百万円、特定取引収支は前年同期比 1 億63百万円増加して 4 億 6 百万円、その他業務収支は前年同期比27億 5 百万円減少して46億 4 百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	82,740	-	-	82,740
	当中間連結会計期間	82,312	-	-	82,312
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	87,451	3	3	87,451
	当中間連結会計期間	85,497	3	3	85,497
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	4,711	3	3	4,710
	当中間連結会計期間	3,184	3	3	3,184
役務取引等収支	前中間連結会計期間	17,061	-	2	17,059
	当中間連結会計期間	18,197	-	1	18,195
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	20,504	7	2	20,508
	当中間連結会計期間	21,632	5	1	21,636
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	3,442	7	-	3,449
	当中間連結会計期間	3,434	5	-	3,440
特定取引収支	前中間連結会計期間	243	-	-	243
	当中間連結会計期間	406	-	-	406
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	244	-	-	244
	当中間連結会計期間	438	-	-	438
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	1	-	-	1
	当中間連結会計期間	31	-	-	31
その他業務収支	前中間連結会計期間	7,309	-	-	7,309
	当中間連結会計期間	4,604	-	-	4,604
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	15,255	-	-	15,255
	当中間連結会計期間	8,529	-	-	8,529
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	7,945	-	-	7,945
	当中間連結会計期間	3,925	-	-	3,925

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。

「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の平均残高は、前年同期比1,036億円減少して9兆1,142億円となりました。受取利息合計は前年同期比20億円減少して854億円となり、利回りは前年同期比0.02%低下して1.87%となりました。

また、資金調達勘定の平均残高は、前年同期比1,265億円減少して9兆1,208億円となりました。支払利息合計は前年同期比16億円減少して31億円となり、利回りは前年同期比0.04%低下して0.06%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	9,217,841	87,451	1.89
	当中間連結会計期間	9,114,278	85,497	1.87
うち貸出金	前中間連結会計期間	7,559,288	79,429	2.09
	当中間連結会計期間	7,573,716	78,063	2.05
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,515,721	7,223	0.95
	当中間連結会計期間	1,269,238	6,155	0.96
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	5,637	40	1.44
	当中間連結会計期間	59,125	84	0.28
うち預け金	前中間連結会計期間	15,152	140	1.84
	当中間連結会計期間	27,278	274	2.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	9,247,343	4,711	0.10
	当中間連結会計期間	9,120,841	3,184	0.06
うち預金	前中間連結会計期間	8,872,697	1,425	0.03
	当中間連結会計期間	8,861,797	1,124	0.02
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	92,264	12	0.02
	当中間連結会計期間	94,449	13	0.02
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,042	1	0.33
	当中間連結会計期間	540	3	1.17
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	1,147	0	0.00
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	171,235	1,773	2.06
	当中間連結会計期間	72,503	1,014	2.79

（注）1．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	999	3	0.72
	当中間連結会計期間	999	3	0.79
うち貸出金	前中間連結会計期間	999	3	0.72
	当中間連結会計期間	999	3	0.79
うち有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
資金調達勘定	前中間連結会計期間	999	3	0.72
	当中間連結会計期間	999	3	0.79
うち預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-

（注）１．海外連結子会社の平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

２．「海外」とは、海外連結子会社であります。

３．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り （％）
		小計	相殺消去額 （ ）	合計	小計	相殺消去額 （ ）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	9,218,841	1,001	9,217,840	87,455	3	87,451	1.89
	当中間連結会計期間	9,115,277	1,001	9,114,276	85,501	3	85,497	1.87
うち貸出金	前中間連結会計期間	7,560,287	999	7,559,288	79,433	3	79,429	2.09
	当中間連結会計期間	7,574,716	999	7,573,716	78,067	3	78,063	2.05
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,515,721	1	1,515,720	7,223	-	7,223	0.95
	当中間連結会計期間	1,269,238	1	1,269,236	6,155	-	6,155	0.96
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	5,637	-	5,637	40	-	40	1.44
	当中間連結会計期間	59,125	-	59,125	84	-	84	0.28
うち預け金	前中間連結会計期間	15,152	-	15,152	140	-	140	1.84
	当中間連結会計期間	27,278	-	27,278	274	-	274	2.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	9,248,343	1,000	9,247,342	4,714	3	4,710	0.10
	当中間連結会計期間	9,121,841	1,000	9,120,840	3,188	3	3,184	0.06
うち預金	前中間連結会計期間	8,872,697	0	8,872,696	1,425	-	1,425	0.03
	当中間連結会計期間	8,861,797	0	8,861,796	1,124	-	1,124	0.02
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	92,264	-	92,264	12	-	12	0.02
	当中間連結会計期間	94,449	-	94,449	13	-	13	0.02
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,042	-	1,042	1	-	1	0.33
	当中間連結会計期間	540	-	540	3	-	3	1.17
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	1,147	-	1,147	0	-	0	0.00
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	171,235	1,000	170,235	1,773	3	1,769	2.07
	当中間連結会計期間	72,503	1,000	71,503	1,014	3	1,010	2.81

（注）１．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

２．「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、前年同期比11億28百万円増加して216億36百万円となり、役務取引等費用は前年同期比9百万円減少して34億40百万円となったことから、役務取引等収支は前年同期比11億36百万円増加して181億95百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	20,504	7	2	20,508
	当中間連結会計期間	21,632	5	1	21,636
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	7,796	-	-	7,796
	当中間連結会計期間	8,489	-	-	8,489
うち為替業務	前中間連結会計期間	5,957	-	-	5,957
	当中間連結会計期間	5,860	-	-	5,860
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	2,865	-	-	2,865
	当中間連結会計期間	3,141	-	-	3,141
うち代理業務	前中間連結会計期間	1,210	-	-	1,210
	当中間連結会計期間	971	-	-	971
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	32	-	-	32
	当中間連結会計期間	24	-	-	24
うち保証業務	前中間連結会計期間	1,449	-	-	1,449
	当中間連結会計期間	1,779	-	-	1,779
役務取引等費用	前中間連結会計期間	3,442	7	-	3,449
	当中間連結会計期間	3,434	5	-	3,440
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,001	-	-	1,001
	当中間連結会計期間	998	-	-	998

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は、前年同期比 1 億94百万円増加して 4 億38百万円となり、特定取引費用は前年同期比 30百万円増加して31百万円となったことから、特定取引収支は前年同期比 1 億63百万円増加して 4 億 6 百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	244	-	-	244
	当中間連結会計期間	438	-	-	438
うち商品有価証券 収益	前中間連結会計期間	242	-	-	242
	当中間連結会計期間	437	-	-	437
うちその他の特定 取引収益	前中間連結会計期間	2	-	-	2
	当中間連結会計期間	0	-	-	0
特定取引費用	前中間連結会計期間	1	-	-	1
	当中間連結会計期間	31	-	-	31
うち特定金融派生 商品費用	前中間連結会計期間	1	-	-	1
	当中間連結会計期間	31	-	-	31

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

特定取引資産・負債の内訳 (未残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産は、前年同期末比427億59百万円減少して309億35百万円となり、特定取引負債は前年同期末比11億40百万円減少して20億53百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	73,694	-	-	73,694
	当中間連結会計期間	30,935	-	-	30,935
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	70,729	-	-	70,729
	当中間連結会計期間	29,118	-	-	29,118
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	0	-	-	0
	当中間連結会計期間	4	-	-	4
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	2,963	-	-	2,963
	当中間連結会計期間	1,813	-	-	1,813
特定取引負債	前中間連結会計期間	3,193	-	-	3,193
	当中間連結会計期間	2,053	-	-	2,053
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	1	-	-	1
	当中間連結会計期間	24	-	-	24
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	3,191	-	-	3,191
	当中間連結会計期間	2,029	-	-	2,029

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	9,011,512	-	0	9,011,511
	当中間連結会計期間	8,773,104	-	0	8,773,103
うち流動性預金	前中間連結会計期間	5,448,775	-	-	5,448,775
	当中間連結会計期間	5,418,576	-	-	5,418,576
うち定期性預金	前中間連結会計期間	3,378,030	-	-	3,378,030
	当中間連結会計期間	3,164,008	-	-	3,164,008
うちその他	前中間連結会計期間	184,706	-	0	184,705
	当中間連結会計期間	190,519	-	0	190,518
譲渡性預金	前中間連結会計期間	99,884	-	-	99,884
	当中間連結会計期間	80,428	-	-	80,428
総合計	前中間連結会計期間	9,111,396	-	0	9,111,396
	当中間連結会計期間	8,853,532	-	0	8,853,531

（注）１．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

２．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

３．定期性預金＝定期預金＋定期積金

４．「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

[次へ](#)

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成15年 9月30日		平成16年 9月30日	
	貸出金残高 （百万円）	構成比（％）	貸出金残高 （百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	7,899,376	100.00	7,508,388	100.00
製造業	1,035,558	13.11	855,031	11.39
農業	8,195	0.10	7,129	0.09
林業	51	0.00	51	0.00
漁業	3,848	0.05	3,669	0.05
鉱業	9,531	0.12	5,251	0.07
建設業	415,714	5.26	327,564	4.36
電気・ガス・熱供給・水道業	15,704	0.20	11,199	0.15
情報通信業	46,944	0.59	41,414	0.55
運輸業	354,844	4.49	337,671	4.50
卸売・小売業	774,916	9.81	634,848	8.46
金融・保険業	382,355	4.84	267,039	3.56
不動産業	845,566	10.70	869,359	11.58
各種サービス業	925,179	11.71	878,343	11.70
地方公共団体	69,384	0.88	76,164	1.01
その他	3,011,583	38.14	3,193,654	42.53
海外及び特別国際金融取引勘定分	2,046	100.00	-	-
政府等	57	2.79	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	1,989	97.21	-	-
合計	7,901,422	-	7,508,388	-

（注） 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成15年９月30日現在及び平成16年９月30日現在の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	353,159	-	-	353,159
	当中間連結会計期間	304,641	-	-	304,641
地方債	前中間連結会計期間	279,504	-	-	279,504
	当中間連結会計期間	223,781	-	-	223,781
短期社債	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
社債	前中間連結会計期間	426,879	-	-	426,879
	当中間連結会計期間	530,057	-	-	530,057
株式	前中間連結会計期間	193,790	-	-	193,790
	当中間連結会計期間	182,557	-	-	182,557
その他の証券	前中間連結会計期間	93,851	-	1	93,849
	当中間連結会計期間	62,332	-	1	62,331
合計	前中間連結会計期間	1,347,184	-	1	1,347,183
	当中間連結会計期間	1,303,371	-	1	1,303,369

(注) １．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

２．「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

３．「相殺消去額」には、当行及び子会社間の資本連結等に伴い相殺消去した金額を記載しております。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 . 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	104,320	101,909	2,411
経費 (除く臨時処理分)	43,566	42,393	1,173
人件費	16,305	14,728	1,577
物件費	24,485	24,485	0
税金	2,775	3,179	404
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	60,753	59,516	1,237
一般貸倒引当金繰入額	775	2,294	1,519
業務純益	61,528	61,810	282
うち債券関係損益	5,509	2,661	2,848
臨時損益	27,486	18,874	8,612
株式関係損益	69	9,887	9,956
不良債権処理損失	24,739	27,166	2,427
貸出金償却	13,867	9,203	4,664
個別貸倒引当金繰入額	10,310	15,511	5,201
延滞債権等売却損	73	2,450	2,377
その他	487	-	487
その他臨時損益	2,677	1,595	1,082
経常利益	34,042	42,936	8,894
特別損益	714	1,059	345
うち動産不動産処分損益	276	646	370
税引前中間純利益	34,756	43,996	9,240
法人税、住民税及び事業税	71	4,889	4,818
法人税等調整額	14,605	12,667	1,938
中間純利益	20,079	26,439	6,360

(注) 1 . 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2 . 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 . 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 . 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 . 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 . 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
(1) 資金運用利回	1.87	1.85	0.02
（イ）貸出金利回	2.09	2.05	0.04
（ロ）有価証券利回	0.85	0.86	0.01
(2) 資金調達原価	1.00	0.96	0.04
（イ）預金等利回	0.02	0.01	0.01
（ロ）外部負債利回	2.06	2.81	0.75
(3) 総資金利鞘 -	0.87	0.89	0.02

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	32.66	23.41	9.25
業務純益ベース	33.08	24.31	8.77
中間純利益ベース	10.79	10.40	0.39

（注）○ 業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）は、下記算式により算出しております。

$$\{ \text{業務純益（一般貸倒引当金繰入前）} - \text{優先株式配当金総額} \} \times 2$$

$$\div \{ (\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) \} \div 2 \times 100$$

○ 業務純益ベースは、下記算式により算出しております。

$$(\text{業務純益} - \text{優先株式配当金総額}) \times 2$$

$$\div \{ (\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) \} \div 2 \times 100$$

○ 中間純利益ベースは、下記算式により算出しております。

$$(\text{中間純利益} - \text{優先株式配当金総額}) \times 2$$

$$\div \{ (\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) \} \div 2 \times 100$$

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（末残）	9,037,851	8,802,198	235,653
預金（平残）	8,889,837	8,890,527	690
貸出金（末残）	7,903,194	7,510,253	392,941
貸出金（平残）	7,565,491	7,575,693	10,202

(2) 預金者別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	6,759,355	6,820,109	60,754
法人	1,973,802	1,716,019	257,783
公金	196,522	150,735	45,787
金融機関	108,171	115,334	7,163
合計	9,037,851	8,802,198	235,653

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	2,989,050	3,175,772	186,722
住宅ローン残高	2,668,721	2,858,351	189,630
その他ローン残高	320,329	317,421	2,908

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	6,414,090	6,155,700	258,390
総貸出金残高	百万円	7,901,148	7,510,253	390,895
中小企業等貸出金比率	/ %	81.18	81.96	0.78
中小企業等貸出先件数	件	402,159	397,677	4,482
総貸出先件数	件	403,017	398,521	4,496
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.79	99.79	0.00

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	22	215	1	2
信用状	500	2,867	348	2,824
保証	2,566	247,044	2,032	143,797
計	3,088	250,127	2,381	146,624

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成15年9月30日	平成16年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	184,806	214,832
	うち非累積的永久優先株	50,000	-
	新株式払込金	-	-
	資本剰余金	146,423	176,449
	利益剰余金	126,185	138,802
	連結子会社の少数株主持分	4,414	4,983
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	その他有価証券の評価差損()	23	-
	自己株式払込金	-	-
	自己株式()	348	17,762
	為替換算調整勘定	0	0
	営業権相当額()	-	-
	連結調整勘定相当額()	-	-
	計 (A)	461,458	517,306
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	25,100	24,915
	一般貸倒引当金	33,467	24,909
	負債性資本調達手段等	195,000	114,999
	うち永久劣後債務(注2)	50,000	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	145,000	114,999
	計	253,567	164,825
	うち自己資本への算入額 (B)	253,567	164,825
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,430	1,298
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	713,595	680,832
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	6,369,378	5,974,528
	オフ・バランス取引項目	218,191	228,206
	計 (E)	6,587,569	6,202,734
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		10.83	10.97

(注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成15年 9 月30日	平成16年 9 月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	184,806	214,832
	うち非累積的永久優先株	50,000	-
	新株式払込金	-	-
	資本準備金	146,423	176,449
	その他資本剰余金	-	0
	利益準備金	35,934	37,364
	任意積立金	65,764	66,520
	中間未処分利益	26,155	35,967
	その他	0	0
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	自己株式払込金	-	-
	自己株式（ ）	348	17,762
	営業権相当額（ ）	-	-
	計 (A)	458,736	513,372
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	25,100	24,915
	一般貸倒引当金	28,495	19,663
	負債性資本調達手段等	195,000	114,999
	うち永久劣後債務（注2）	50,000	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	145,000	114,999
	計	248,595	159,578
控除項目	うち自己資本への算入額 (B)	248,595	159,578
	控除項目（注4） (C)	851	851
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	706,480	672,100
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,366,311	5,971,716
	オフ・バランス取引項目	176,021	191,053
	計 (E)	6,542,333	6,162,770
単体自己資本比率（国内基準） = D / E × 100（％）		10.79	10.90

（注）1．告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成15年9月30日	平成16年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	538	356
危険債権	2,117	1,895
要管理債権	1,094	663
正常債権	77,919	73,799

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

金融界におきましては、金融サービス分野の規制緩和の進展やお客さまのニーズの多様化・高度化等により、業種を超えた競争がますます激化するとともに、平成17年度のペイオフ完全実施を控え、金融機関の選別が一層厳しさを増すと予想されます。さらに、地域金融機関については、不良債権問題解決に向けたリレーションシップバンキングの機能強化が重要な課題となっており、充実した金融サービスの提供ならびに経営の健全性の向上がより一層求められています。

こうした厳しい状況に対して、当行は、平成15年4月にスタートした中期経営計画「バリューアップ」に基づき、これまで取り組んできたリージョナル・リテール戦略を一層深化させることにより、経営の健全性を高めるとともに、地元金融機関としての存立基盤を盤石なものとし、地域のお客さまやマーケットからの評価を高めていくよう努めてまいり所存であります。

すなわち、リージョナル・リテール分野に特化した営業力の強化、経営合理化の徹底による更なるローコストオペレーション態勢の確立、リスク管理の高度化によるリスクに見合ったリターン確保等に当行グループ全体で積極的に取り組むことを通じて経営体質を強化する一方、稠密な店舗網等を利用した情報活用的高度化をさらに進めることにより、地域のお客さまのニーズや期待に的確にお応えする良質な商品・サービスを提供するよう努めてまいります。また、引き続き、当行グループの機能をフルに活用した地元中小企業への再生支援活動を通じて、地域経済の発展に貢献してまいります。

こうした努力をとおして、収益性と健全性の高い「良質な銀行」となり、中期経営計画で掲げる「地域のお客さまに強く支持される銀行」の実現をめざしてまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

5【研究開発活動】

該当事項なし。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	-	新橋支店	東京都港区	営業店舗 (移転)	-	578	平成16年4月

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	2,600,000,000
優先株式	230,000,000
計	2,830,000,000

(注) 当行定款第5条に「当銀行の発行する株式の総数は、30億株とし、このうち26億株は普通株式、4億株は優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。」と規定しておりますが、優先株式につき当中間会計期間の末日までに60百万株を消却し、また、110百万株が普通株式に転換されております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (平成16年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成16年12月17日)	上場証券取引所名	内容
普通株式	1,419,846,054	1,419,896,054	東京証券取引所 (市場第1部)	(注1, 2)
第一回優先株式	30,000,000	30,000,000	-	(注3)
第二回優先株式	-	-	-	(注4)
計	1,449,846,054	1,449,896,054	-	-

(注) 1. 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。
2. 提出日現在発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された新株引受権方式のストックオプションの権利行使を含む）により発行された株式数は含まれておりません。
3. 第一回優先株式140百万株のうち、当中間会計期間の末日までに110百万株が普通株式に転換されております。また、当中間会計期間の末日までに30百万株を買入れ、自己株式として保有しております。内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5円66銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当はおこなわない。

優先中間配当金

中間配当をおこなうときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2円83銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配はおこなわない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成13年8月1日から平成21年7月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額

優先株式の普通株式への転換価額は630円00銭とする。

また、転換価額は、平成11年7月31日とその後平成20年7月31日までの毎年7月31日に修正される。ただし、今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(4) 普通株式への一斉転換条項

平成21年7月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年7月31日をもって、優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、平成21年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、当該平均値が200円を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を200円で除して得られる数の普通株式となる。

(5) 議決権条項

法令に定める場合を除き、優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割はおこなわない。

優先株主には新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

4. 第二回優先株式60百万株につきましては当中間会計期間の末日までにすべて買入れ、消却いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。当該新株引受権及び新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

平成11年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	210,000	180,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	369	同左
新株予約権の行使期間	平成13年6月26日から 平成21年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 369 資本組入額 185	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左

平成12年 6 月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	中間会計期間末現在 (平成16年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,400,000	1,388,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	498	同左
新株予約権の行使期間	平成14年 6 月29日から 平成22年 6 月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 498 資本組入額 249	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左

平成13年 6 月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	中間会計期間末現在 (平成16年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,468,000	1,465,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	502	同左
新株予約権の行使期間	平成15年 6 月28日から 平成23年 6 月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 502 資本組入額 251	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左

平成14年 6 月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成16年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,447	1,442
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,447,000	1,442,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	520	同左
新株予約権の行使期間	平成16年 6 月27日から 平成24年 6 月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 260	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左

平成15年 6 月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成16年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,407	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,407,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	437	同左
新株予約権の行使期間	平成17年 6 月27日から 平成25年 6 月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 437 資本組入額 219	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左

	中間会計期間末現在 (平成16年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,186	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,186,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	624	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 6 月26日から 平成26年 6 月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 624 資本組入額 312	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左

(3)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成16年 7 月 2 日 (注 1)	普通株式 - 優先株式 60,000	普通株式 1,154,928 優先株式 140,000	-	188,223,233	-	149,839,978
平成16年 7 月29日 (注 2)	普通株式 138,225 優先株式 110,000	普通株式 1,293,154 優先株式 30,000	-	188,223,233	-	149,839,978
平成16年 4 月 1 日 ~ 平成16年 9 月30日 (注 3)	普通株式 126,691 優先株式 -	普通株式 1,419,846 優先株式 30,000	26,609,270	214,832,504	26,609,210	176,449,189

(注) 1. 平成16年 6 月25日開催の定時株主総会で決議されました自己株式取得枠に基づき、第二回優先株式60百万株を取得し、即日、消却しております。

2. 第一回優先株式140百万株のうち、110百万株が転換請求により普通株式に転換されております。

3. 新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換及び新株引受権方式のストックオプションの権利行使を含む)による当中間会計期間中の合計数・額であります。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成16年 9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	74,518	5.24
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	72,938	5.13
ステートストリートバンクアンドト ラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	49,086	3.45
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都新宿区西新宿1丁目9番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオ フィスタワーZ棟)	36,494	2.57
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオ フィスタワーZ棟)	36,494	2.57
みずほ信託 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィ スタワーZ棟	36,494	2.57
ステートストリートバンクアンドト ラストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	30,955	2.18
日本生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目2番2号	26,710	1.88
ステートストリートバンクアンドト ラストカンパニー505041 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行兜町証券決済業務室)	12 NICHOLAS LANE LONDON EC4N 7BN U.K. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	21,454	1.51
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サ ービス信託銀行株式会社)	東京都中央区築地7丁目18番24号 (東京都中央区晴海1丁目8番11号)	18,194	1.28
計	-	403,338	28.40

第一回優先株式

平成16年 9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号	30,000	100.00
計	-	30,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成16年 9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第一回優先株式 30,000,000	-	株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 1,007,000	-	株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,412,754,000	1,412,623	同上
単元未満株式	普通株式 6,085,054	-	1 単元（1,000株）未満の株式
発行済株式総数	1,449,846,054	-	-
総株主の議決権	-	1,412,623	-

（注）1. 上記の「無議決権株式」の「第一回優先株式」30百万株は当行が自己所有しております。

2. 上記の「完全議決権株式（その他）」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が129千株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数129個は含まれておりません。

【自己株式等】

平成16年 9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみ らい3丁目1番1号	1,007,000	-	1,007,000	0.06
計	-	1,007,000	-	1,007,000	0.06

（注） 上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の「株式数」の欄に含まれております。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数2個は含まれておりません。

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成16年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
最高（円）	702	635	694	680	668	659
最低（円）	586	529	580	585	586	582

（注） 最高・最低株価は東京証券取引所市場第 1 部におけるものです。

第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されていません。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役 C S 向上本部長	代表取締役	中村 利之	平成16年12月 1 日

第5【経理の状況】

- 1．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

前中間連結会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間連結会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

なお、当中間連結会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき作成しております。

- 2．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

前中間会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

なお、当中間会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

- 3．前中間連結会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）及び当中間会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記番号	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度の連結貸借対 照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		318,817	3.05	406,950	4.07	556,767	5.22
コールローン及び買入手形		611	0.01	532	0.01	28,002	0.26
買入金銭債権		131,739	1.26	155,887	1.56	149,257	1.40
特定取引資産		73,694	0.70	30,935	0.31	121,130	1.14
有価証券	1,7	1,347,183	12.89	1,303,369	13.05	1,298,771	12.18
貸出金	2,3,4, 5,6,7,8	7,901,422	75.62	7,508,388	75.17	7,946,846	74.55
外国為替	6	6,497	0.06	7,292	0.07	8,080	0.08
その他資産	7,9	93,863	0.90	93,904	0.94	109,851	1.03
動産不動産	7,10,11	145,643	1.39	144,229	1.44	145,114	1.36
繰延税金資産		110,101	1.05	72,390	0.73	73,686	0.69
支払承諾見返		411,665	3.94	342,878	3.43	307,039	2.88
貸倒引当金		91,900	0.87	78,347	0.78	84,297	0.79
資産の部合計		10,449,340	100.00	9,988,413	100.00	10,660,252	100.00

区分	注記番号	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度の連結貸借対 照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	9,011,511	86.24	8,773,103	87.83	9,125,942	85.61
譲渡性預金		99,884	0.96	80,428	0.81	48,059	0.45
コールマネー及び売渡手形		367	0.00	388	0.00	908	0.01
特定取引負債		3,193	0.03	2,053	0.02	2,617	0.02
借入金	12	164,058	1.57	33,477	0.34	114,004	1.07
外国為替		154	0.00	113	0.00	105	0.00
社債	13	66,000	0.63	85,999	0.86	85,999	0.81
新株予約権付社債		60,000	0.58	-	-	53,176	0.50
その他負債		115,153	1.10	82,441	0.83	339,829	3.19
退職給付引当金		68	0.00	70	0.00	62	0.00
特別法上の引当金		0	0.00	-	-	0	0.00
再評価に係る繰延税金負債	10	22,550	0.22	22,995	0.23	23,011	0.21
連結調整勘定		47	0.00	42	0.00	49	0.00
支払承諾		411,665	3.94	342,878	3.43	307,039	2.88
負債の部合計		9,954,655	95.27	9,423,993	94.35	10,100,805	94.75
(少数株主持分)							
少数株主持分		4,403	0.04	4,961	0.05	4,520	0.04
(資本の部)							
資本金		184,806	1.77	214,832	2.15	188,223	1.77
資本剰余金		146,423	1.40	176,449	1.77	149,839	1.40
利益剰余金		126,185	1.21	138,802	1.39	154,132	1.45
土地再評価差額金	10	33,226	0.31	32,372	0.32	32,289	0.30
その他有価証券評価差額金		12	0.00	14,763	0.15	30,838	0.29
為替換算調整勘定		0	0.00	0	0.00	0	0.00
自己株式		348	0.00	17,762	0.18	396	0.00
資本の部合計		490,282	4.69	559,458	5.60	554,926	5.21
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		10,449,340	100.00	9,988,413	100.00	10,660,252	100.00

【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)		前連結会計年度の要約連結損 益計算書 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		129,397	100.00	129,443	100.00	253,274	100.00
資金運用収益		87,451		85,497		175,914	
(うち貸出金利息)		(79,429)		(78,063)		(159,831)	
(うち有価証券利息配当金)		(7,223)		(6,155)		(14,495)	
役務取引等収益		20,508		21,636		43,214	
特定取引収益		244		438		771	
その他業務収益		15,255		8,529		21,624	
その他経常収益		5,937		13,341		11,751	
経常費用		94,537	73.06	85,567	66.10	173,356	68.45
資金調達費用		4,710		3,184		8,815	
(うち預金利息)		(1,425)		(1,124)		(2,577)	
役務取引等費用		3,449		3,440		8,558	
特定取引費用		1		31		-	
その他業務費用		7,945		3,925		13,628	
営業経費		47,003		43,594		91,554	
その他経常費用	1	31,427		31,391		50,798	
経常利益		34,859	26.94	43,875	33.90	79,918	31.55
特別利益	2	3,961	3.06	2,429	1.87	6,399	2.53
特別損失	3	2,495	1.93	651	0.50	3,277	1.29
税金等調整前中間(当期) 純利益		36,325	28.07	45,654	35.27	83,040	32.79
法人税、住民税及び事業税		1,305	1.01	6,159	4.76	5,133	2.03
法人税等調整額		14,541	11.24	12,302	9.50	29,661	11.71
少数株主利益		696	0.54	467	0.36	800	0.32
中間(当期)純利益		19,782	15.28	26,725	20.65	47,445	18.73

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度の連結剰余金 計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		146,281	149,839	146,281
資本剰余金増加高		142	26,609	3,558
旧商法に基づき発行された転換 社債の転換による増加高		-	26,564	3,411
増資による新株の発行		3	44	7
自己株式処分差益		-	0	-
合併に伴う増加高		138	-	138
資本剰余金中間期末 (期末)残高		146,423	176,449	149,839
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		113,613	154,132	113,613
利益剰余金増加高		19,782	26,725	47,708
中間(当期)純利益		19,782	26,725	47,445
土地再評価差額金の取崩 による増加高		-	-	262
利益剰余金減少高		7,210	42,055	7,189
配当金		7,049	7,130	7,049
自己株式消却額		-	34,842	-
自己株式処分差損		1	-	1
土地再評価差額金の取崩 による減少高		20	83	-
合併に伴う減少高		138	-	138
利益剰余金中間期末 (期末)残高		126,185	138,802	154,132

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期) 純利益		36,325	45,654	83,040
減価償却費		3,774	4,177	7,742
連結調整勘定償却額		0	6	1
持分法による投資損益 ()		212	213	370
貸倒引当金の増加額		1,674	5,950	5,928
債権売却損失引当金の増加額		1,815	-	1,815
退職給付引当金の増加額		9	8	2
資金運用収益		87,451	85,497	175,914
資金調達費用		4,710	3,184	8,815
有価証券関係損益 ()		4,749	8,845	9,043
為替差損益 ()		5,183	2,988	8,407
動産不動産処分損益 ()		281	646	678
特定取引資産の純増 () 減		1,164	90,194	48,601
特定取引負債の純増減 ()		974	563	1,550
貸出金の純増 () 減		10,002	438,457	55,426
預金の純増減 ()		354,943	352,838	240,513
譲渡性預金の純増減 ()		30,396	32,369	21,429
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の 純増減 ()		51	30,527	104
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 () 減		303	16,752	5,460
コールローン等の純増 () 減		68,741	21,113	113,454
コールマネー等の純増減 ()		90	519	631
外国為替 (資産) の純増 () 減		1,085	788	497
外国為替 (負債) の純増減 ()		2	8	46
資金運用による収入		97,500	92,970	191,428
資金調達による支出		6,975	3,208	9,441
その他		31,482	246,088	235,302
小計		315,370	24,425	124,536
法人税等の支払額		1,433	3,688	2,549
営業活動によるキャッシュ・フロー		316,803	28,113	127,085
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		1,523,218	480,932	2,160,662
有価証券の売却による収入		1,515,118	334,337	2,107,608
有価証券の償還による収入		166,717	119,677	297,884
動産不動産の取得による支出		1,585	2,575	5,314
動産不動産の売却による収入		186	352	1,755
連結範囲の変動を伴う子会社株式の売 却による収入		2,418	-	2,418
投資活動によるキャッシュ・フロー		159,637	29,141	243,690
財務活動によるキャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の返済による支出		30,000	50,000	80,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の 発行による収入		20,000	-	40,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の 償還による支出		-	47	-
株式の発行による収入		7	89	15
配当金支払額		7,049	7,130	7,049
少数株主への配当金支払額		-	4	-
自己株式の取得による支出		24	52,210	75
自己株式の売却による収入		5	3	8
財務活動によるキャッシュ・フロー		17,061	109,299	47,101
現金及び現金同等物に係る換算差額		26	15	42
現金及び現金同等物の増加額		174,254	166,570	69,460
現金及び現金同等物の期首残高		477,551	547,011	477,551
現金及び現金同等物の中間期末 (期 末) 残高	1	303,296	380,441	547,011

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 10社 主要な会社名 横浜信用保証株式会社 横浜キャピタル株式会社 なお、浜銀ファイナンス株式会社は保有株式の一部売却により、また、横浜ビジネスサービス株式会社は当行との合併により、当中間連結会計期間より除外しております。 (2) 非連結子会社 3社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 10社 主要な会社名 横浜信用保証株式会社 横浜キャピタル株式会社 (2) 非連結子会社 3社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 10社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 浜銀ファイナンス株式会社は保有株式の一部売却により、また、横浜ビジネスサービス株式会社は当行との合併により、当連結会計年度より除外しております。 (2) 非連結子会社 3社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 浜銀ファイナンス株式会社 浜銀ファイナンス株式会社は保有株式の一部売却により関連会社となったため、当中間連結会計期間より持分法の適用の範囲に含めております。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 3社 (4) 持分法非適用の関連会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 浜銀ファイナンス株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 3社 (4) 持分法非適用の関連会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 浜銀ファイナンス株式会社 浜銀ファイナンス株式会社は保有株式の一部売却により関連会社となったため、当連結会計年度より持分法の適用の範囲に含めております。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 3社 (4) 持分法非適用の関連会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 2社 9月末日 8社 (2) 子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 2社 9月末日 8社 (2) 同左	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 2社 3月末日 8社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものは中間連結決算日において決済し	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	たものとなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。		す。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 連結子会社の動産不動産については、主として定率法を採用しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 動産不動産 同左 ソフトウェア 同左	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 連結子会社の動産不動産については、主として定率法を採用しております。 ソフトウェア 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は178,843百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。	の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法。以下、「DCF法」という。）により引当てております。 また、上記以外の債務者であっても、従来よりDCF法による引当を行っており、経営改善計画等の期間内にある債務者については、引き続きDCF法による引当を行っております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は163,101百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。	の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は182,068百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。
	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 （追加情報） 当行は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成15年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。 なお、本移行に伴い、特別損失2,211百万円を計上しております。	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 （追加情報） 当行は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成15年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。 なお、本移行に伴い、特別損失2,211百万円を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	す。 (7) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、証券取引責任準備金 0 百万円であり、次のとおり計上しております。 ・証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	----- (7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(7) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、証券取引責任準備金 0 百万円であり、次のとおり計上しております。 ・証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。
	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用していましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(10)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。 この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は25百万円減少、「その他負債」は25百万円減少しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。 また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示していましたが、当中間連結会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は855百万円増加、「その他負債」は855百万円増加しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用していましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(10)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。 この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は74百万円減少、「その他負債」は74百万円減少しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。 また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示していましたが、当連結会計年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は987百万円増加、「その他負債」は987百万円増加しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(9) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(8) リース取引の処理方法 同左	(9) リース取引の処理方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	(10)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによることとしております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施してまいりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定を適用しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は6,588百万円、繰延ヘッジ利益は4,281百万円であります。 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用してまいりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。 上記(イ)、(ロ)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(9)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価することとしております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は2,724百万円、繰延ヘッジ利益は1,683百万円あります。 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 上記(イ)、(ロ)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジを行っております。	(10)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによることとしております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施してまいりましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定を適用しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4,376百万円、繰延ヘッジ利益は2,841百万円であります。 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用してまいりましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。 上記(イ)、(ロ)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジを行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
	(11)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費 税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	(10)消費税等の会計処理 同左	(11)消費税等の会計処理 同左
5. (中間)連結キャ ッシュ・フロー計算 書における資金の範 囲	中間連結キャッシュ・フロー計算 書における資金の範囲は、中間連結 貸借対照表上の「現金預け金」のう ち現金及び日本銀行への預け金であ ります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書に おける資金の範囲は、連結貸借対照 表上の「現金預け金」のうち現金及 び日本銀行への預け金であります。

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
-----	(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」 (平成15年 3 月法律第 9 号)が平成15年 3 月31日に公布され、平成16年 4 月 1 日以後 開始する連結会計年度より法人事業税に係 る課税標準の一部が「付加価値額」及び 「資本等の金額」に変更されることになり ました。これに伴い、当行及び一部の国内 連結子会社は、「法人事業税における外形 標準課税部分の損益計算書上の表示につい ての実務上の取扱い」(企業会計基準委員 会実務対応報告第12号)に基づき、「付加 価値額」及び「資本等の金額」に基づき算 定された法人事業税について、当中間連結 会計期間から中間連結損益計算書中の「営 業経費」に含めて表示しております。	-----

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)																														
1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式744百万円を含んでおります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は13,494百万円、延滞債権額は235,818百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は11,602百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は104,300百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は365,216百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、88,320百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table><tr><td>担保に供している資産</td><td></td></tr><tr><td>有価証券</td><td>350,533百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>73,110百万円</td></tr><tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr><tr><td>預金</td><td>21,097百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券122,520百万円及びその他資産のうちその他の資産1,275百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は9,899百万円であります。	担保に供している資産		有価証券	350,533百万円	貸出金	73,110百万円	担保資産に対応する債務		預金	21,097百万円	1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式1,151百万円を含んでおります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,675百万円、延滞債権額は201,245百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,798百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は57,999百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は284,718百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、78,376百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table><tr><td>担保に供している資産</td><td></td></tr><tr><td>有価証券</td><td>385,126百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>5,638百万円</td></tr><tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr><tr><td>預金</td><td>20,713百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券157,443百万円及びその他資産のうちその他の資産85百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は9,341百万円であります。	担保に供している資産		有価証券	385,126百万円	貸出金	5,638百万円	担保資産に対応する債務		預金	20,713百万円	1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式931百万円を含んでおります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,952百万円、延滞債権額は219,935百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,053百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は82,874百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は325,815百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、88,127百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table><tr><td>担保に供している資産</td><td></td></tr><tr><td>有価証券</td><td>333,832百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>24,552百万円</td></tr><tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr><tr><td>預金</td><td>25,434百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券634,283百万円及びその他資産247百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は9,525百万円であります。	担保に供している資産		有価証券	333,832百万円	貸出金	24,552百万円	担保資産に対応する債務		預金	25,434百万円
担保に供している資産																																
有価証券	350,533百万円																															
貸出金	73,110百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	21,097百万円																															
担保に供している資産																																
有価証券	385,126百万円																															
貸出金	5,638百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	20,713百万円																															
担保に供している資産																																
有価証券	333,832百万円																															
貸出金	24,552百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	25,434百万円																															

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,060,442百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが641,680百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は6,594百万円、繰延ヘッジ利益の総額は4,847百万円であります。 10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 36,374百万円 11. 動産不動産の減価償却累計額 107,179百万円 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金129,000百万円が含まれております。 13. 社債は、劣後特約付社債66,000百万円であります。	8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,324,889百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが890,436百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は2,731百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,771百万円であります。 10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 38,593百万円 11. 動産不動産の減価償却累計額 103,317百万円 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金29,000百万円が含まれております。 13. 社債は、劣後特約付社債であります。	8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,245,096百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが838,663百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は4,381百万円、繰延ヘッジ利益の総額は3,140百万円であります。 10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 38,961百万円 11. 動産不動産の減価償却累計額 103,823百万円 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金79,000百万円が含まれております。 13. 社債は、劣後特約付社債であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
1 . その他経常費用には、貸出金償却 15,663百万円及び貸倒引当金繰入額 10,160百万円を含んでおります。 2 . 特別利益には、東京都からの事業税 還付金等1,125百万円を含んでおりま す。 -----	1 . その他経常費用には、貸倒引当金繰 入額14,794百万円及び貸出金償却 11,157百万円を含んでおります。 ----- -----	1 . その他経常費用には、貸出金償却 27,828百万円、株式等売却損6,330百万 円を含んでおります。 2 . 特別利益には、東京都からの事業税 還付金等1,126百万円を含んでおりま す。 3 . 特別損失には、退職給付制度の改定 に伴う一部終了損失2,211百万円を含ん でおります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
1 . 現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係 平成15年 9 月30日現在 現金預け金勘定 318,817百万円 日本銀行以外への 預け金 15,520百万円 現金及び現金同等 物 303,296百万円	1 . 現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係 平成16年 9 月30日現在 現金預け金勘定 406,950百万円 日本銀行以外への 預け金 26,509百万円 現金及び現金同等 物 380,441百万円	1 . 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 平成16年 3 月31日現在 現金預け金勘定 556,767百万円 日本銀行以外への 預け金 9,756百万円 現金及び現金同等 物 547,011百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1 . リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・ リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 438百万円 減価償却累計額相当額 動産 243百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 195百万円 ・ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 77百万円 1年超 124百万円 合計 202百万円 ・ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 46百万円 減価償却費相当額 40百万円 支払利息相当額 6百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	1 . リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・ リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 344百万円 その他 80百万円 合計 424百万円 減価償却累計額相当額 動産 242百万円 その他 35百万円 合計 277百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 101百万円 その他 45百万円 合計 146百万円 ・ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 65百万円 1年超 85百万円 合計 151百万円 ・ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 68百万円 減価償却費相当額 60百万円 支払利息相当額 7百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 同左 ・ 利息相当額の算定方法 同左	1 . リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・ リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 377百万円 その他 115百万円 合計 493百万円 減価償却累計額相当額 動産 231百万円 その他 53百万円 合計 285百万円 年度末残高相当額 動産 145百万円 その他 62百万円 合計 207百万円 ・ 未経過リース料年度末残高相当額 1年内 85百万円 1年超 129百万円 合計 214百万円 ・ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 94百万円 減価償却費相当額 82百万円 支払利息相当額 12百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 同左 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
2 . オペレーティング・リース取引 ・ 未経過リース料 1年内 6百万円 1年超 2百万円 合計 8百万円	2 . オペレーティング・リース取引 ・ 未経過リース料 1年内 8百万円 1年超 11百万円 合計 20百万円	2 . オペレーティング・リース取引 ・ 未経過リース料 1年内 5百万円 1年超 - 百万円 合計 5百万円

[次へ](#)

(有価証券関係)

- 1 . 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- 2 . 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1 . 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成15年 9 月30日現在)

	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	15,580	15,439	141	26	168
その他	-	-	-	-	-
合計	15,580	15,439	141	26	168

(注) 1 . 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 . 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 . その他有価証券で時価のあるもの (平成15年 9 月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	175,174	174,146	1,028	25,715	26,743
債券	935,407	935,946	538	2,592	2,053
国債	353,785	353,159	626	312	939
地方債	278,551	279,504	953	1,351	397
短期社債	-	-	-	-	-
社債	303,070	303,282	211	928	716
その他	198,279	198,719	440	1,138	697
合計	1,308,861	1,308,812	48	29,445	29,494

(注) 1 . 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 . 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 . その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理 (以下、「減損処理」という。) しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、41百万円 (うち、株式 41百万円) であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先
要注意先
正常先

時価が取得原価に比べて下落
時価が取得原価に比べて30%以上下落
時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3 . 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成15年 9 月30日現在)

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	107,443
地方公社債	3,321
その他有価証券	
非上場株式 (店頭売買株式を除く)	18,899
信託受益権	18,553

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成16年9月30日現在）

	中間連結貸借対 照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	11,637	11,578	58	11	69
その他	-	-	-	-	-
合計	11,637	11,578	58	11	69

（注）1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成16年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対 照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	139,879	162,806	22,927	37,510	14,582
債券	853,954	855,739	1,785	2,114	329
国債	303,976	304,641	665	697	32
地方債	223,210	223,781	571	666	95
短期社債	-	-	-	-	-
社債	326,767	327,316	549	749	200
その他	178,444	178,490	45	489	443
合計	1,172,278	1,197,036	24,758	40,113	15,355

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、42百万円（うち、株式42百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先
要注意先
正常先

時価が取得原価に比べて下落
時価が取得原価に比べて30%以上下落
時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成16年9月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
事業債	137,205
その他有価証券	
事業債	53,898
信託受益権	31,813
非上場株式（店頭売買株式を除く）	18,599

[次へ](#)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成16年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	13,297	13,214	82	17	100
その他	-	-	-	-	-
合計	13,297	13,214	82	17	100

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成16年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	148,676	197,787	49,111	62,366	13,254
債券	848,542	850,659	2,117	2,881	763
国債	264,303	265,160	857	992	134
地方債	273,928	274,692	763	1,023	259
短期社債	-	-	-	-	-
社債	310,310	310,806	496	865	368
その他	192,629	193,287	658	1,070	412
合計	1,189,847	1,241,735	51,887	66,318	14,430

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、59百万円（うち、株式 59百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成16年3月31日現在）

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	145,668
地方公社債	2,862
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	19,429
信託受益権	18,343

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末 (平成15年 9 月30日現在)
金銭の信託につきましては、該当ありません。

当中間連結会計期間末 (平成16年 9 月30日現在)
金銭の信託につきましては、該当ありません。

前連結会計年度末 (平成16年 3 月31日現在)
金銭の信託につきましては、該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金 (平成15年 9 月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	48
その他有価証券	48
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産	20
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	28
() 少数株主持分相当額	13
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	2
その他有価証券評価差額金	12

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金 (平成16年 9 月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	24,758
その他有価証券	24,758
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	10,059
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	14,699
() 少数株主持分相当額	22
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	41
その他有価証券評価差額金	14,763

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末

- その他有価証券評価差額金 (平成16年 3 月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	51,888
その他有価証券	51,888
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	21,082
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	30,806
() 少数株主持分相当額	0
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	31
その他有価証券評価差額金	30,838

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

1. 金利関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	23,729	9	9
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	1,152,711	42	3,575
	金利オプション	-	-	-
	その他	110,969	290	899
	合計	-	323	4,484

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失であります。

3. その他はキャップ取引であります。

2. 通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	67,485	1,007	1,007
	為替予約	40,140	61	61
	通貨オプション	28,451	144	109
	その他	-	-	-
	合計	-	801	836

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引(平成15年9月30日現在)

株式関連取引につきましては該当ありません。

4. 債券関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	5,328	12	12
	債券先物オプション	-	-	-
店頭	債券店頭オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	12	12

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

5. 商品関連取引(平成15年9月30日現在)

商品関連取引につきましては該当ありません。

6. クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

クレジットデリバティブ取引につきましては該当ありません。

当中間連結会計期間末

1. 金利関連取引（平成16年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	44,895	20	20
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡し契約	-	-	-
	金利スワップ	2,143,570	1,631	3,166
	金利オプション	-	-	-
	その他	87,285	116	1,112
	合計	-	1,494	4,258

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、業種別監査委員会報告第24号に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

3. その他はキャップ取引であります。

2. 通貨関連取引（平成16年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	152,237	155	155
	為替予約	32,959	47	47
	通貨オプション	12,875	18	10
	その他	-	-	-
	合計	-	183	191

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引（平成16年9月30日現在）

株式関連取引につきましては該当ありません。

4. 債券関連取引（平成16年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	9,768	19	19
	債券先物オプション	-	-	-
店頭	債券店頭オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	19	19

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

5. 商品関連取引（平成16年9月30日現在）

商品関連取引につきましては該当ありません。

6. クレジットデリバティブ取引（平成16年9月30日現在）

クレジットデリバティブ取引につきましては該当ありません。

前連結会計年度末

1. 金利関連取引（平成16年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	49	0	0
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	1,582,060	1,732	5,350
	金利オプション	-	-	-
	その他	94,797	168	1,016
	合計	-	1,564	6,367

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

3. その他はキャップ取引であります。

2. 通貨関連取引（平成16年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	102,895	674	674
	為替予約	39,195	82	82
	通貨オプション	11,776	53	54
	その他	-	-	-
	合計	-	538	538

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当連結会計年度からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引（平成16年3月31日現在）

株式関連取引につきましては該当ありません。

4. 債券関連取引（平成16年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	6,502	20	20
	債券先物オプション	3,000	3	2
店頭	債券店頭オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	17	18

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

5. 商品関連取引（平成16年3月31日現在）

商品関連取引につきましては該当ありません。

6. クレジットデリバティブ取引（平成16年3月31日現在）

クレジットデリバティブ取引につきましては該当ありません。

（セグメント情報）

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日）、当中間連結会計期間（自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日）及び前連結会計年度（自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日）

全セグメントの経常収益の合計額および経常利益の合計額に占める「銀行業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日）、当中間連結会計期間（自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日）及び前連結会計年度（自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日）、当中間連結会計期間（自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日）及び前連結会計年度（自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

（ 1 株当たり情報 ）

		前中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	342.97	394.30	393.00
1 株当たり中間（当期）純利益	円	17.38	20.34	40.49
潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益	円	13.64	17.93	32.71

（注） 1 株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
1 株当たり中間（当期）純利益				
中間（当期）純利益	百万円	19,782	26,725	47,445
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	1,360
利益処分による優先配当額	百万円	-	-	1,360
普通株式に係る中間（当期）純利益	百万円	19,782	26,725	46,085
普通株式の期中平均株式数	千株	1,137,933	1,313,712	1,138,137
潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益				
中間（当期）純利益調整額	百万円	-	-	1,360
利益処分による優先配当額	百万円	-	-	1,360
普通株式増加数	千株	312,170	176,379	312,045
転換社債	千株	114,285	15,230	114,101
新株引受権	千株	21	650	80
新株予約権	千株	-	643	-
非累積型配当優先株式	千株	197,863	159,855	197,863
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株引受権 2 種類（新株予約権の目的となる株式の数 2,993 千株）及び新株予約権 2 種類（新株予約権の数 2,880 個）。これらの詳細は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。	新株予約権 1 種類（新株予約権の数 2,186 個）。なお、上記新株予約権の概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。	新株引受権 2 種類（新株予約権の目的となる株式の数 2,976 千株）及び新株予約権 1 種類（新株予約権の数 1,473 個）。なお、上記新株引受権及び新株予約権の概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 （自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日）	前連結会計年度 （自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日）																		
		当行は平成16年 4 月 6 日に以下の旧商法に基づき発行した転換社債のコールオプション条項に基づく額面による償還権利が発生したことにより、平成16年 4 月 7 日開催の取締役会において、平成16年 5 月10日に繰上償還することを決議いたしました。これにより、当連結会計年度末日以降平成16年 5 月10日までに、当該転換社債の当連結会計年度末未償還残高53,176百万円は、53,129百万円が当行の普通株式126,497,538株（転換価額420円）に転換され（資本組入額26,564百万円）、47百万円を額面にて償還しております。 <table><tr><td>銘柄</td><td>120%コールオプション条項付第 4 回無担保 転換社債（転換価額下方修正条項および転 換社債間限定同順位特約付）</td></tr><tr><td>繰上償還価額</td><td>額面100円につき金100円</td></tr><tr><td>発行日</td><td>平成13年11月16日</td></tr><tr><td>発行総額</td><td>60,000百万円</td></tr><tr><td>未償還残高</td><td>53,176百万円（平成16年 3 月31日現在）</td></tr><tr><td>従来の償還期限</td><td>平成16年 9 月30日</td></tr><tr><td>利率</td><td>本社債には利息を付さない</td></tr><tr><td>発行株式</td><td>普通株式</td></tr><tr><td>転換価額</td><td>420円</td></tr></table>	銘柄	120%コールオプション条項付第 4 回無担保 転換社債（転換価額下方修正条項および転 換社債間限定同順位特約付）	繰上償還価額	額面100円につき金100円	発行日	平成13年11月16日	発行総額	60,000百万円	未償還残高	53,176百万円（平成16年 3 月31日現在）	従来の償還期限	平成16年 9 月30日	利率	本社債には利息を付さない	発行株式	普通株式	転換価額	420円
銘柄	120%コールオプション条項付第 4 回無担保 転換社債（転換価額下方修正条項および転 換社債間限定同順位特約付）																			
繰上償還価額	額面100円につき金100円																			
発行日	平成13年11月16日																			
発行総額	60,000百万円																			
未償還残高	53,176百万円（平成16年 3 月31日現在）																			
従来の償還期限	平成16年 9 月30日																			
利率	本社債には利息を付さない																			
発行株式	普通株式																			
転換価額	420円																			

(2) 【その他】

該当事項なし。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		318,817	3.10	406,934	4.16	556,756	5.30
コールローン		611	0.01	532	0.01	28,002	0.26
買入金銭債権		131,739	1.28	155,887	1.59	149,257	1.42
特定取引資産		73,694	0.72	30,935	0.32	121,130	1.15
有価証券	1,7	1,343,209	13.06	1,299,536	13.27	1,294,971	12.32
貸出金	2,3,4, 5,6,7,8	7,903,194	76.81	7,510,253	76.68	7,948,935	75.64
外国為替	6	6,497	0.06	7,292	0.07	8,080	0.08
その他資産	7,9	93,375	0.91	93,300	0.95	109,183	1.04
動産不動産	7,10, 11,15	148,646	1.44	147,234	1.50	148,119	1.41
繰延税金資産		103,923	1.01	66,016	0.67	67,697	0.64
支払承諾見返		250,127	2.43	146,624	1.50	154,390	1.47
貸倒引当金		84,952	0.83	70,437	0.72	77,153	0.73
資産の部合計		10,288,885	100.00	9,794,111	100.00	10,509,372	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	9,037,851	87.84	8,802,198	89.87	9,154,307	87.11
譲渡性預金		99,884	0.97	80,428	0.82	48,059	0.46
コールマネー		367	0.01	388	0.00	908	0.01
特定取引負債		3,193	0.03	2,053	0.02	2,617	0.02
借入金	12	165,058	1.61	34,477	0.35	115,004	1.09
外国為替		154	0.00	113	0.00	105	0.00
社債	13	65,000	0.63	85,000	0.87	85,000	0.81
新株予約権付社債		60,000	0.58	-	-	53,176	0.51
その他負債		92,725	0.90	59,355	0.61	316,560	3.01
特別法上の引当金	14	0	0.00	-	-	0	0.00
再評価に係る繰延税金負債	15	22,550	0.22	22,995	0.24	23,011	0.22
支払承諾		250,127	2.43	146,624	1.50	154,390	1.47
負債の部合計		9,796,912	95.22	9,233,636	94.28	9,953,141	94.71
(資本の部)							
資本金		184,806	1.80	214,832	2.19	188,223	1.79
資本剰余金		146,423	1.42	176,449	1.80	149,839	1.42
資本準備金		146,423		176,449		149,839	
その他資本剰余金		-		0		-	
利益剰余金		127,854	1.24	139,852	1.43	155,468	1.48
利益準備金		35,934		37,364		35,934	
任意積立金		65,764		66,520		65,764	
中間(当期)未処分利益		26,155		35,968		53,769	
土地再評価差額金	15	33,226	0.32	32,372	0.33	32,289	0.31
その他有価証券評価差額金		8	0.00	14,729	0.15	30,806	0.29
自己株式		348	0.00	17,762	0.18	396	0.00
資本の部合計		491,972	4.78	560,475	5.72	556,231	5.29
負債及び資本の部合計		10,288,885	100.00	9,794,111	100.00	10,509,372	100.00

【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)		当中間会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		126,376	100.00	125,630	100.00	247,415	100.00
資金運用収益		87,460		85,345		175,765	
(うち貸出金利息)		(79,356)		(77,948)		(159,619)	
(うち有価証券利息配当金)		(7,306)		(6,117)		(14,559)	
役務取引等収益		19,210		20,194		40,764	
特定取引収益		244		438		771	
その他業務収益		14,695		8,076		20,169	
その他経常収益		4,764		11,575		9,945	
経常費用		92,334	73.06	82,693	65.82	168,717	68.19
資金調達費用		4,709		3,185		8,806	
(うち預金利息)		(1,425)		(1,125)		(2,577)	
役務取引等費用		4,698		5,052		11,492	
特定取引費用		1		31		-	
その他業務費用		7,882		3,874		13,536	
営業経費	1	46,377		42,758		90,264	
その他経常費用	2	28,665		27,790		44,617	
経常利益		34,042	26.94	42,936	34.18	78,697	31.81
特別利益	3	3,205	2.53	1,710	1.36	5,144	2.07
特別損失	4	2,491	1.97	651	0.52	3,273	1.32
税引前中間 (当期) 純利益		34,756	27.50	43,996	35.02	80,569	32.56
法人税、住民税及び事業税		71	0.05	4,889	3.89	3,596	1.45
法人税等調整額		14,605	11.56	12,667	10.08	29,562	11.95
中間 (当期) 純利益		20,079	15.89	26,439	21.05	47,409	19.16
前期繰越利益		6,013		44,453		6,013	
合併による未処分利益受入額		84		-		84	
土地再評価差額金取崩額		20		83		262	
自己株式処分差損		1		-		1	
自己株式消却額		-		34,842		-	
中間 (当期) 未処分利益		26,155		35,968		53,769	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	同左	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 同左 (2) ソフトウェア 同左	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 同左
5. 繰延資産の処理方法	新株発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	社債発行費及び新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額が	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額が	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額が

	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	ら、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割りいた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は167,591百円円であります。	ら、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割りいた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法。以下、「DCF法」という。）により引当てております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりDCF法による引当を行っており、経営改善計画等の期間内にある債務者については、引き続きDCF法による引当を行っております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は152,842百円円であります。	ら、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割りいた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 172,389百円円であります。
	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上することとしております。なお、当中間会計期間末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理 （追加情報） 当行は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成15年7月に退職一時	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上することとしております。なお、当中間会計期間末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理 （追加情報） 当行は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成15年7月に退職一時	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理 （追加情報） 当行は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成15年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度

	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。 なお、本移行に伴い、特別損失2,211百万円を計上しております。		間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。 なお、本移行に伴い、特別損失2,211百万円を計上しております。
	(3) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	—————	(3) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。
7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用していましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「9. ヘッジ会計の方法」に記載しております。 この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間貸借対照表に計上したため、従来の方法による場合と比較して、「その他資産」は25百万円減少、「その他負債」は25百万円減少しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。 また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法による場合と比較して、「その他資産」は855百万円増加、「その他負債」は855百万円増加しております。	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用していましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「9. ヘッジ会計の方法」に記載しております。 この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を貸借対照表に計上したため、従来の方法による場合と比較して、「未収収益」は181百万円減少、「未払費用」は150百万円減少、「その他の負債」は609百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は102百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は309百万円増加、「繰延ヘッジ損失」は400百万円増加、「繰延ヘッジ利益」は240百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。 また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他の資産」又は「その他の負債」で純額表示しておりましたが、当事業年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、その他資産及びその他負債中の「金融派生商品」に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法による場合と比較して、「その他の負債」は1,546百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は987百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は2,534百万円増加しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	(1) 金利リスク・ヘッジ (追加情報) 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによることとしております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施していましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定を適用しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価することとしております。 また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は6,588百万円、繰延ヘッジ利益は4,281百万円であります。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。 上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジを行っております。	(1) 金利リスク・ヘッジ (追加情報) 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価することとしております。 また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は2,724百万円、繰延ヘッジ利益は1,683百万円であります。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジを行っております。	(1) 金利リスク・ヘッジ (追加情報) 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによることとしております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施していましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定を適用しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価することとしております。 また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4,376百万円、繰延ヘッジ利益は2,841百万円であります。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。 上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジを行っております。
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

追加情報

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成15年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年 9月30日)	前事業年度末 (平成16年 3月31日)
1. 子会社の株式総額 282百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第 2 条第 8 項に規定する子会社であります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は13,494百万円、延滞債権額は250,112百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は11,521百万円であります。 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 97,936百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は373,064百万円であります。 なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、88,320百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 350,533百万円 貸出金 73,110百万円	1. 子会社の株式総額 282百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第 2 条第 8 項に規定する子会社であります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,514百万円、延滞債権額は212,800百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は14,705百万円であります。 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 51,610百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は289,630百万円であります。 なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、78,376百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 385,126百万円 貸出金 5,638百万円	1. 子会社の株式総額 282百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第 2 条第 8 項に規定する子会社であります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,726百万円、延滞債権額は233,796百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は8,053百万円であります。 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 76,622百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は333,199百万円であります。 なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、88,127百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 333,832百万円 貸出金 24,552百万円

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
担保資産に対応する債務 預金 21,097百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券122,520百万円及びその他の資産のうち他の資産1,275百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は9,892百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,072,312百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが653,550百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は6,594百万円、繰延ヘッジ利益の総額は4,847百万円であります。 10. 動産不動産の減価償却累計額 105,880百万円 11. 動産不動産の圧縮記帳額 113,502百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円) 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金130,000百万円が含まれております。 13. 社債は、劣後特約付社債65,000百万円であります。 14. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円 15. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 36,374百万円	担保資産に対応する債務 預金 20,713百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券157,443百万円及びその他の資産のうち他の資産85百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は9,334百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,330,739百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが896,286百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は2,731百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,771百万円であります。 10. 動産不動産の減価償却累計額 102,085百万円 11. 動産不動産の圧縮記帳額 113,223百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円) 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,000百万円が含まれております。 13. 社債は、劣後特約付社債であります。 ——— 15. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 38,593百万円	担保資産に対応する債務 預金 25,434百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券634,283百万円及びその他の資産247百万円を差し入れております。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,250,596百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが844,163百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は4,381百万円、繰延ヘッジ利益の総額は3,140百万円であります。 10. 動産不動産の減価償却累計額 102,593百万円 11. 動産不動産の圧縮記帳額 113,271百万円 (当事業年度圧縮記帳額 5,039百万円) 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金80,000百万円が含まれております。 13. 社債は、劣後特約付社債であります。 14. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円 15. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 38,961百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 1,948百万円 その他 1,657百万円	1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 2,451百万円 その他 1,721百万円	1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 4,227百万円 その他 3,338百万円
2. その他経常費用には、貸出金償却 13,867百万円及び貸倒引当金繰入額9,535 百万円を含んでおります。	2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入 額13,217百万円及び貸出金償却9,203百 万円を含んでおります。	2. その他経常費用には、貸出金償却 23,957百万円及び貸倒引当金繰入額8,747 百万円を含んでおります。
3. 特別利益には、東京都からの事業税還 付金等1,125百万円を含んでおります。		3. 特別利益には、東京都からの事業税還 付金等1,126百万円を含んでおります。
		4. 特別損失には、退職給付制度の改定に 伴う一部終了損失2,211百万円を含んでお ります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 		

(有価証券関係)

- 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成15年 9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものにつきましては、該当ありません。

当中間会計期間末(平成16年 9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものにつきましては、該当ありません。

前事業年度末(平成16年 3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものにつきましては、該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)																		
_____	_____	平成16年 4 月 6 日に以下の旧商法に基づき発行した転換社債のコールオプション条項に基づく額面による償還権利が発生したことにより、平成16年 4 月 7 日開催の取締役会において、平成16年 5 月10日に繰上償還することを決議いたしました。これにより、当事業年度末日以降平成16年 5 月10日までに、当該転換社債の当事業年度末未償還残高53,176百万円は、53,129百万円が普通株式126,497,538株（転換価額420円）に転換され（資本組入額26,564百万円）、47百万円を額面にて償還しております。 <table><tr><td>銘柄</td><td>120% コールオプション条項付第 4 回無担保 転換社債（転換価額下方修正条項および転 換社債間限定同順位特約付）</td></tr><tr><td>繰上償還価額</td><td>額面100円につき金100円</td></tr><tr><td>発行日</td><td>平成13年11月16日</td></tr><tr><td>発行総額</td><td>60,000百万円</td></tr><tr><td>未償還残高</td><td>53,176百万円（平成16年 3 月31日現在）</td></tr><tr><td>従来の償還期限</td><td>平成16年 9 月30日</td></tr><tr><td>利率</td><td>本社債には利息を付さない</td></tr><tr><td>発行株式</td><td>普通株式</td></tr><tr><td>転換価額</td><td>420円</td></tr></table>	銘柄	120% コールオプション条項付第 4 回無担保 転換社債（転換価額下方修正条項および転 換社債間限定同順位特約付）	繰上償還価額	額面100円につき金100円	発行日	平成13年11月16日	発行総額	60,000百万円	未償還残高	53,176百万円（平成16年 3 月31日現在）	従来の償還期限	平成16年 9 月30日	利率	本社債には利息を付さない	発行株式	普通株式	転換価額	420円
銘柄	120% コールオプション条項付第 4 回無担保 転換社債（転換価額下方修正条項および転 換社債間限定同順位特約付）																			
繰上償還価額	額面100円につき金100円																			
発行日	平成13年11月16日																			
発行総額	60,000百万円																			
未償還残高	53,176百万円（平成16年 3 月31日現在）																			
従来の償還期限	平成16年 9 月30日																			
利率	本社債には利息を付さない																			
発行株式	普通株式																			
転換価額	420円																			

- (2) 【その他】
該当事項なし。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|---|
| (1) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。 | 平成16年5月25日
関東財務局長に提出 |
| (2) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。 | 平成16年6月25日
関東財務局長に提出 |
| (3) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第143期）（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日） | 平成16年6月25日
関東財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書の訂正報告書
平成16年6月25日に提出した臨時報告書（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。 | 平成16年7月6日
関東財務局長に提出 |
| (5) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号（普通株式の海外売出し）に基づく臨時報告書であります。 | 平成16年7月8日
関東財務局長に提出 |
| (6) 有価証券報告書の訂正報告書
平成16年6月25日に提出した事業年度（第143期）（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 | 平成16年7月14日
関東財務局長に提出 |
| (7) 臨時報告書の訂正報告書
平成16年7月8日に提出した臨時報告書（普通株式の海外売出し）に係る訂正報告書であります。 | 平成16年7月27日
関東財務局長に提出 |
| (8) 訂正発行登録書
平成16年3月29日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成16年5月25日
平成16年6月25日
平成16年6月25日
平成16年7月6日
平成16年7月8日
平成16年7月14日
平成16年7月27日
関東財務局長に提出 |
| (9) 自己株券買付状況報告書 | 平成16年4月6日
平成16年5月12日
平成16年6月4日
平成16年7月5日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月15日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

代表社員 関与社員	公認会計士	吉田 洋	印
--------------	-------	------	---

関与社員	公認会計士	岸野 勝	印
------	-------	------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月13日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸野 勝	印
----------------	-------	------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月15日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

代表社員 関与社員	公認会計士	吉田 洋	印
--------------	-------	------	---

関与社員	公認会計士	岸野 勝	印
------	-------	------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第143期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月13日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸野 勝	印
----------------	-------	------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第144期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。